

住民票の写し等の第三者交付に係る 本人通知制度

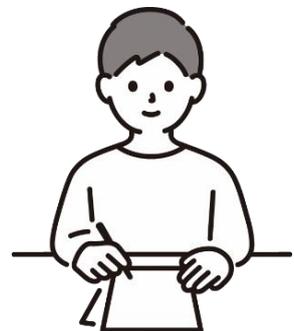
住民票の写しや戸籍謄抄本などは、正当な理由があれば、本人以外の第三者も交付請求ができます（住民基本台帳法及び戸籍法に規定されています）。

法律で認められている第三者への交付をできないようにしたり、ご本人に交付の可否を確認することはできませんが、市では、第三者に交付した際、「交付した事実」をご本人に郵送で通知をしています。

本人通知制度が広く認知されることで、不正な交付請求を抑止する手立ての一つになることが期待されます。

ぜひ、登録してみませんか。

登録後は、届出によりいつでも廃止することができます。



1 本人通知制度とは？

登録者の住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、代理人や第三者に交付した際、交付した事実をご本人に郵送で通知する制度です。

2 第三者とは？

- ・ 本人や戸籍に記載されている人から依頼を受けた人・・・代理人(委任状が必要)
- ・ 代理人以外の第三者
 - (1) 自己の権利の行使又は自己の義務を履行するために住民票等を確認する必要のある人や正当な理由のある人（生命保険の満期支払、債権者等）
 - (2) 依頼者から受任した事件又は事務を遂行するために、職務上必要な請求をする八士業※
 - ※ 八士業とは…弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士
- ※ 国や地方公共団体の機関を除く

3 対象となる証明書は？

- ・ 住民票の写し（除票も含む。）
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍附票の写し（除かれた戸籍附票も含む。）
- ・ 戸籍謄本、抄本（除かれた戸籍も含む。）
- ・ 戸籍記載事項証明書

4 登録ができる人は？

- ・ 上越市の住民基本台帳、戸籍の附票に記録されている人（除かれた人も含む。）
- ・ 上越市の戸籍に記載されている人（除かれた人も含む。）

5 登録の受付場所は？

- ・ 上越市役所市民課、南・北出張所、各区総合事務所
- ・ 郵送での登録もできます。

6 登録の手続きに必要なものは？

- (1) 上越市本人通知制度事前登録申込書
- (2) 窓口に来られる方の本人確認書類(住民基本台帳法に準ずる)
公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）は1点
顔写真のない身分証明（健康保険証、年金手帳や年金の証書、通帳、診察券等）は2点以上
- (3) 代理人(登録を希望する人から委任を受けた人)の場合は委任状
- (4) 法定代理人(未成年の保護者や成年後見人)の場合は、戸籍謄本など資格を証明する書類
※ 上越市に本籍があり、法定代理人の資格を確認できる場合は不要です。

7 登録した人が引越し・結婚・死亡などで住所や戸籍が変わった場合は？

- ・ 転出又は転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要
※ 届出がないと、通知書の送付ができない場合があります。
- ・ 登録した人が死亡、失踪宣告又は居所不明等によって住民票が消除されたときは、登録は廃止します。

8 本人に通知される内容は？

登録者の住民票の写し等の証明書を第三者に交付した場合、「交付通知書」により次の項目を通知します。

- (1) 交付した年月日
- (2) 交付した証明書の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別
登録者の代理人の場合はその旨
代理人以外の第三者による請求の場合は個人（八士業・八士業以外）、法人（八士業・八士業以外）

9 通知の対象とならない請求は？

次の請求の際には住民票の写し等が交付されても通知の対象とはなりません。

- ・ 登録者本人による請求
- ・ 登録者と同一の世帯員による住民票の写し等の請求
- ・ 登録者と同一の戸籍内の人又は直系親族による戸籍謄抄本の請求
- ・ 国や地方公共団体の機関からの公用請求
- ・ 戸籍法第10条の2第5項に規定された業務に係る請求
(例: 刑事事件の弁護士としての業務、人身保護法の規定により裁判所が選任した代理人としての業務)
- ・ その他市長が特別な請求又は申出と認めたとき

10 通知された内容について、もっとくわしく知りたいときは？

- ・ 個人情報の保護に関する法律第76条（開示請求権）の規定に基づいて、保有個人情報の閲覧及び写しの交付が請求することができます。
- ・ 開示される情報の内容は、同法の規定の範囲内に基づき判断します。